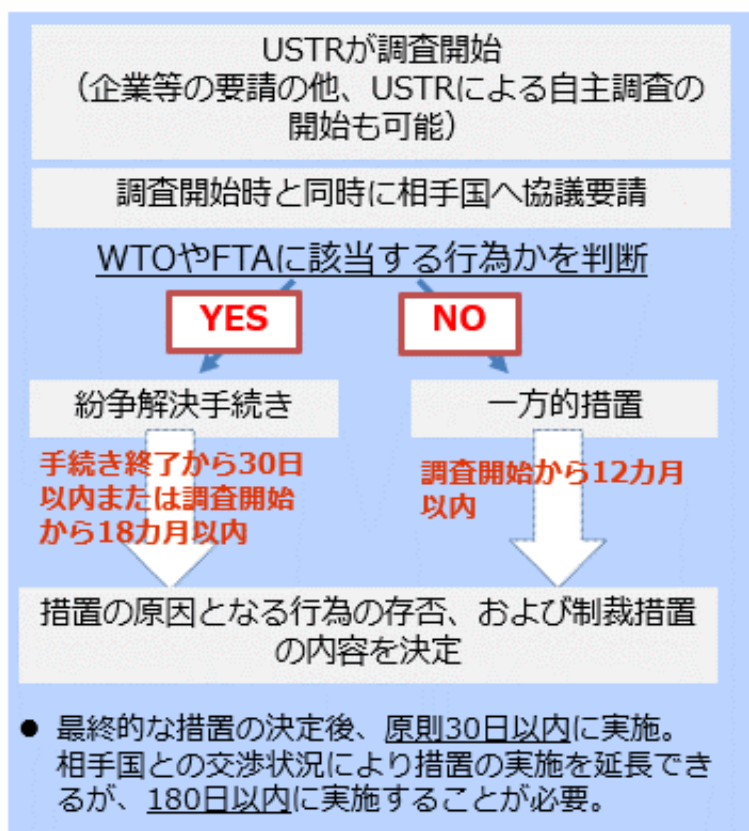


中国等の海事・物流・造船分野への301条措置内容

- USTRは4月17日、中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶の米国港湾への入港について、2025年10月から追加料金を課すと発表するとともに、中国製の港湾クレーンなど港湾荷役設備に対し追加関税を課す措置案も併せて発表した。
- 6月6日に修正案を発表し、追加料金の緩和に加え、措置案に関するパブコメ募集を発表した。

301条措置の過程と、中国製船舶等に対する料金の概要



- 中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶が米国港湾へ入港する際、**2025年10月以降は追加料金を課す**。また、自動車運搬船に関しては、中国で建造された船舶に限らず、米国外で建造された全ての船舶の米国港湾への入港に際し、追加料金が課される。

1. 中国の船主・運航者に対する料金

米国港への入港ごとに**純トン数 (NT)** ベースで課金。初年度：50ドル/NT、以降3年間で毎年増額。

2. 中国製船舶の運航者に対する料金

純トン数またはコンテナ数に基づき、初年度は**18ドル/NT または 120ドル/コンテナ**、以降3年間で段階的に増額。

3. 外国製自動車運搬船に対する料金

米国製船舶の奨励のため、**積載能力に応じた料金**を課す。

4. 課金の頻度と場所

最初の米国港でのみ課金され、**1隻あたり年間最大5回まで**。

- 自動車専用運搬船の入港料は1CEU（自動車台数換算輸送容量）当たり150ドルと当初発表されていたが、**1NTあたり14ドルに変更された**。